





2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

（収益の獲得が予定されない償却資産）

第七条 経済産業大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第八条 経済産業大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条 経済産業大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（機構が取得した株式等に対する独立行政法人会計基準の適用）

第九条の二 機構法第十一条第一項第一号に規定する業務、同項第四号に規定する業務、同項第二十二号に規定する業務及び同項第二十四号に規定する業務のために取得した株式又は持分（以下「株式等」といい、当該株式等の取得により、機構が当該株式等を発行する会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）については、独立行政法人会計基準に定める関係会社株式とみなして、同基準を適用する。ただし、同基準の適用に当たり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号）第五条に規定する不開示情報又は不開示情報以外の情報であつて当該情報を開示することにより不開示情報が明らかになるおそれがある情報（以下この条において「不開示情報等」という。）が含まれている場合には、不開示情報等については同基準を適用しないことができる。

（財務諸表）

第十条 機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書（事業報告書の作成）

第十一条の二 機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条のこの条の定めどころによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 機構の役員（監事を除く。）及び職員

二 機構の子法人の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらに相当する者及び使用人

三 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び第四項において同じ。）が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由

一 国の政策における機構の位置付け及び役割

2 事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 機構の目的及び業務内容

三 中期目標の概要

四 理事長の理念並びに運営の方針及び戦略

五 中期計画及び年度計画の概要

六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八 業績の適正な評価に資する情報

九 業務の成果及び当該業務に要した資源

十 予算及び決算の概要

十一 財務諸表の要約

十二 財政状態及び運営状況の機構の長による説明

十三 内部統制の運用状況

十四 機構に関する基礎的な情報

（財務諸表の閲覧期間）



二十一 ストロンチウム鉱  
二十二 希土類金属鉱  
二十三 白金族鉱  
二十四 鉄鉱  
二十五 ベリリウム鉱  
二十六 ガリウム鉱  
二十七 ゲルマニウム鉱  
二十八 セレン鉱  
二十九 ルビジウム鉱  
三十 ジルコニウム鉱  
三十一 インジウム鉱  
三十二 テルル鉱  
三十三 セシウム鉱  
三十四 バリウム鉱  
三十五 ハフニウム鉱  
三十六 レニウム鉱  
三十七 タリウム鉱  
三十八 ビスマス鉱  
三十九 グラファイト鉱  
四十 フッ素鉱（金属元素と結合しているものに限る。）  
四十一 マグネシウム鉱  
四十二 シリコン鉱  
四十三 リン鉱（金属元素と結合しているものに限る。）  
四十四 カリウム鉱

2 機構法第十二条第六項の経済産業省令で定める金属鉱産物は、前項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までの金属鉱物について、選鉱、製鍊その他の加工をしたものとする。

第二十一条 機構は、機構法第十二条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、経済産業大臣の承認を受けて定める基準に従つて、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。（経理の方法）

第二十二条 機構は、機構法第十二条第一号に掲げる業務に係る勘定の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一 機構法第十二条第一項第四号に掲げる業務（石油等に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るものに限り、これらに附帯する業務を含む。）  
二 機構法第十二条第一項第十号から第十二号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）  
三 機構法第十二条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）  
四 機構法第十二条第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）  
五 前各号に掲げる業務以外の業務（これらに附帯する業務を含む。）  
六 機構は、機構法第十二条第二号に掲げる業務に係る勘定の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一 機構法第十二条第一項第一号に掲げる業務（石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るものに限り、これらに附帯する業務を含む。）及び同項第三号に掲げる業務（水素に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るものに限り、これらに附帯する業務を含む。）  
2 機構法第十二条第一項第四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）  
三 機構法第十二条第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）  
四 機構法第十二条第一項第十号から第十二号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）  
五 前各号に掲げる業務以外の業務（これらに附帯する業務を含む。）  
六 機構は、機構法第十二条第二号に掲げる業務に係る勘定の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

二 機構法第十二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務（石炭、地熱及び金属鉱物に係るものに限り、これらに附帯する業務を含む。）並びに同項第二号及び第十三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）  
三 機構法第十二条第一項第四号に掲げる業務（石油等に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るものに限り、これらに附帯する業務を含む。）  
(積立ての率)

二十四条 機構法第十三条第四項の経済産業省令で定める率は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第十二条第一項の規定による鉱害防止事業基金への拠出を終了する年度の前年度までの間は零とし、当該拠出を終了する年度以降は百分の十とする。

二十五条 機構は、機構法第十四条第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。  
一 借入れを必要とする理由  
二 借入金の認可の申請

二十五条 機構は、機構法第十四条第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。  
一 借入れを必要とする理由  
二 借入金の額  
三 借入先  
四 借入金の利率  
五 借入金の償還の方法及び期限  
六 利息の支払の方法及び期限  
七 その他必要な事項

#### (償還計画の認可の申請)

第二十六条 機構は、機構法第十六条第一項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載し申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。  
一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先  
二 エネルギー・金属鉱物資源債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み  
三 長期借入金及びエネルギー・金属鉱物資源債券の償還の方法及び期限  
四 その他必要な事項

#### (機構法第十七条第二項の規定による信用基金の増減)

第二十七条 機構法第十七条第一項の信用基金は、毎事業年度、機構法第十二条第一項第三号の規定による保証（石油等に係るものに限り。次条において同じ。）に係る債務の履行として当該事業年度に支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における運用収入の金額の全部又は一部を加えることにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、増加し、又は減少するものとする。ただし、当該事業年度の損益計算に際しては、当該事業年度前の損益計算に加えられなかつた債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて取得した金額及び運用収入の金額がある場合には、これらの金額の全部又は一部を、当該事業年度の損益計算に加えることができる。

#### (機構法第十八条の経済産業省令で定めた金額)

第二十八条 機構法第十八条の経済産業省令で定めるところにより算定した金額は、前事業年度（前事業年度の終了後、通則法第三十八条第一項の規定による承認を受けるまでの間は、前々事業年度。以下この条において同じ。）における前条の規定による損益計算により増加又は減少し

た信用基金に、機構法第五条第二項の規定により同法第十七条第一項の信用基金に充てるべきものとして前事業年度の終了後に出資された金額を加え、同法第十七条第一項第三号の規定による保証に係る債務の履行として前事業年度の終了後に支払った金額を減じた額とする。  
2 機構は、機構法第十二条第一項第三号の規定による保証に係る債務の現在額が前項の規定による金額に施行令第十五条に定める数を乗じた額を超えることとなる場合には、新たに同号の規定

による保証をしてはならない。ただし、特別の理由により経済産業大臣が承認したときは、この限りでない。

#### （積立金の処分に係る申請書類）

期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該事業年度の損益計算書とする。

#### （内部組織）

機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として主務大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織）が行つてゐる場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職しているものとみなす。

#### （管理又は監督の地位）

機構に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして経済産業大臣が定めるものとする。

#### 附 則

（施行期日） この省令は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月一日）から施行する。ただし、附則第二条、第三条及び第六条の規定は、廃止法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十九日）から施行する。

（金属鉱業事業団法施行規則の廃止） 金属鉱業事業団法施行規則（昭和三十八年通商産業省令第六十一号）は、廃止する。

#### （業務の特例に関する経過措置）

機構法附則第四条第一項及び第二項の規定により機構が行う業務については、附則第二条の規定による廃止前の金属鉱業事業団法施行規則（昭和三十八年通商産業省令第六十一号。以下「旧事業団法施行規則」という。）第一条の二第一項及び第一条の四から第一条の八までの規定は、附則第二条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧事業団法施行規則第一条の二第一項各号列記以外の部分中「法」とあるのは、「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）第一条の規定による廃止前の金属鉱業事業団法（以下この条において「旧事業団法」という。）」と、第一条の四第一項（各号列記以外の部分に限る。）第一条の五第二項、第一条の六第一項及び第四項並びに第一条の七中「法」とあるのは、「旧事業団法」と、第一条の四第二項中「法」とあるのは、「旧事業団法」と、「金属鉱業事業団（以下「事業団」という。）」とあるのは、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）」と、第一条の五第一項及び第一条の六第二項中「法」とあるのは、「旧事業団法」と、「事業団」とあるのは、「機構」と、第一条の八中「法」（第二十条の九第五項ただし書（法第二十条の十第三項及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第十六号）第三十五条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「旧事業団法第二十条の九第五項ただし書（旧事業団法第二十条の十第三項において準用する場合を含む。）」とする。

2 第二十条の規定は、機構法附則第四条第三項の規定に基づいて特別に設ける勘定、機構法附則第六条第二項に規定する石炭経過勘定と機構法第十二条の規定に基づく各勘定とのそれぞれの間の整理について準用する。この場合において、第二十条中「機構法第十二条の規定」とあるのは、「機構法第十二条、附則第四条第三項及び第六条第二項の規定」とする。

3 機構法附則第五条第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第二十二条第一項中「機構法第十二条第一項第十号から第十二号までに掲げる業務」とあるのは、「機構法第十二条第一項第十号から第十二号まで及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務」とする。

（業務方法書の記載事項） 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一項各号に掲げるもののほか、機構が次の各号に掲げる業務を行ふ場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。

- 一 機構法附則第四条第一項に規定する業務
- 二 機構法附則第四条第二項に規定する業務
- 三 機構法附則第五条第一項に規定する業務
- 四 機構法附則第六条第一項に規定する石炭経過業務

#### （償却資産の承継）

機構の成立の際、廃止法附則第四条第一項及び第五条第一項の規定により機構が石油公団及び金属鉱業事業団から承継した償却資産（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）は、第九条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第一項の規定を適用する。

#### （国庫補助金及び交付金で取得した資産）

機構法第十二条第一項第九号に規定する業務に係る船舶並びに当該船舶専用の係留施設及び保管施設（これらに附帯する施設を含む。）

3 機構法第十二条第一項第十三号に規定する業務のための保管施設

2 災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、同法附則第五条第一項の規定により機構が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から承継した償却資産（新エネルギー・産業技術総合開発機構が国庫補助金及び交付金で取得したものとみなして、同条第二項の規定を適用する。）

#### （財務諸表に関する経過措置）

機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、機構法附則第六条第一項の規定により石炭経過業務を行う間、中期目標の期間の最後の事業年度においては、第十条に規定するもののほか、石炭経過業務に必要な資金に充てるべき金額の計算書及び当該金額の計算の基礎を明らかにした書類とする。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲に関する経過措置） 機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、機構法附則第六条第一項に規定する石炭経過業務が行われる場合には、第十三条第一号中「土地及び建物」とあるのは、「土地及び建物（機構法附則第六条第二項に規定する石炭経過勘定に属するものを除く。）」とする。

#### （附 則） （平成二〇年九月三〇日経済産業省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年二月五日経済産業省令第七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年七月一日経済産業省令第四〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年六月二三日経済産業省令第三六号）  
この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

附 則（平成二三年四月一一日二六日経済産業省令第五九号）  
この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

附 則（平成二三年四月一五一日経済産業省令第二一〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。

